

# (仮称)三郷市自治基本条例づくり市民ワークショップ(その2) グループワークの記録

平成20年11月11日(火)午後6時30分～8時30分 @瑞沼市民センター講座室

## <第1グループ>

### 1. 前文

- ・ 前文の文章がないと、条例の考え方が分かりにくい。
- ・ 前文はあいまいで、人によって受け取り方に差があるのではないかと。小、中学生も理解できる内容にすべき。
- ・ キーワード案では「花とみどり」となっているが、三郷市では「水とみどりのまち」とよく言うので、「水とみどり」の方が良いだろう。
- ・ 前文で市民憲章と自治基本条例の関係を示すべき。
- ・ 前文では、「めざす自治の姿」が一番のポイントだと思うので、最初に示す方がよい。
- ・ 「めざす自治の姿」の「自治とは市民、議会、行政みんなが力を合わせて」について、議会、行政みんなが力を合わせればよいまちなるかどうかが疑問である。市民が主役になるための条件を示し、議会、行政をコントロールする内容が必要と思う。
- ・ 市民が「三郷が誇れるまち」にするという内容を入れたい。
- ・ 三郷市の強みと弱みを示し、それを克服した将来の三郷市の姿を前文で示したらどうか。

#### 【条例制定の背景について】

- ・ 少子高齢化、財政危機などの現状認識を前文などで制定背景として示すべきだ。
- ・ 制定時の背景を示す必要がある。しかし将来、状況が変化する可能性があるため、前文や条文にするのは疑問だ。

### 2. 用語の定義

- ・ 骨子原案では「市民等」の定義が分かりにくい。もっと工夫をする必要がある。

### 3. 市民等の権利

- ・ 市民の権利として、参加する権利をもっと強調すべき。
- ・ 地方自治法等で示されているものも、法で示されていない内容であっても、自治を考えていく上で重要なものは、骨子案で示している。バランスのある内容だと思う。

### 4. 市民等の責務

- ・ 市政にもっと関心を持ち積極的に参加するなどを、市民の責務としてもっと書き込むべきだ。

### 5. 議会の責務

#### 【全体を通して】

- ・ 「開かれた議会」という理念などが骨子原案で示されており、自治基本条例で明確に役割を設定できれば、行政運営が大きく変わると思う。そのためには、制定された後どう運用していくかが重要と考える。

#### 【市民、議会、執行機関の関係について】

- ・ 相対する関係である議会と執行機関との関係をもっと具体的に示すべき。

- ・ 現在、市民、議会、執行機関の関係が十分に機能しているとは言いがたく、この条例でそれぞれの関係を明らかにしていくことが必要だ。

#### 【議会運営について】

- ・ 現状では、議会の活動が市民に見えない。
- ・ 議会については、もっと具体的で明確な記述が必要だと思う。

#### 【制定に関する議会との情報共有について】

- ・ 議会が自治基本条例の意義を理解できるか。議会がこのような市民参加の場での議論を知らないで議決の判断をすることに懸念がある。

#### 【議会基本条例の検討について】

- ・ 議員の中には、議会の情報提供のあり方等を検討していく必要があると言う議員が多く、議会基本条例をつくるという声もあがっている。
- ・ 議会も政策判断する上で、p.19のようなことが重要と思う。市民が要望に対してもなかなか実現しないので。
- ・ 議会・執行機関に対して、この条例で縛るような内容を示す必要を感じる。

### 6. 行財政運営

- ・ 職員の専門性としての能力確保、市民に適切な時期に適切な情報提供を行う姿勢、丁寧な説明責任など、市民本位に行政運営をしていく具体的な姿勢について、もっと具体的で明確な記述が必要だと思う。

#### 【行政評価】

- ・ 財政運営に対する評価の視点が重要だ。「行政の評価」を「行財政の評価」に表現を変えるべき。
- ・ 「行政評価」について、“努め”という努力目標ではなく、“しなければならない”義務規定にすべき。

#### 【財政運営】

- ・ 決算に関する報告が市民には不十分で、どのように成果があったのか、分かるようになっていない。分かりやすい情報提供が重要だ。

### 7. 参加と協働

#### 【情報の共有】

- ・ 行政は市民よりも情報を多く持っているので、専門性を発揮し、より適切な判断を行い、運営をしてほしい。

### 8. 市民投票について

- ・ 自治基本条例に基づいて、市民投票ができるのか？  
→骨子原案では具体的内容は定めていないが、出来るということを表現した。

### 9. 条例の位置付けについて

- ・ 自治基本条例は言わば「三郷市の憲法」とあるが、どんな程度の効力があるのか？  
→三郷市の条例の最上位に位置付けられる。そのため、自治基本条例に沿って他の条例の見直しを行うことになる。
- ・ 三郷市の全ての条例が、自治基本条例の下に位置付けられる。そのため、市民に分かりやすい条例にすることが重要だ。
- ・ 自治基本条例は三郷市のまちづくりを進めるための全般を定める条例であり、まちづくりを進めるための重要な事項について、今まで個別にあった条例の理念、内容を体系的に取扱うのがこの条例だろう。

- ・ 「三郷市の憲法」と言われると、日本国憲法と自治基本条例の関係が理解しにくいですが、「まちづくりの基本」と言われると位置付けが分かりやすい。

## 10. その他

### 【逐条解説について】

- ・ 逐条解説が必要である。

→市が作成する。

### 【条例の名称について】

- ・ 「自治」はあまり使われない言葉であるので、条例の名称を市民に分かりやすいものに変えるか、サブタイトルを付けてはどうか。

以上